## 処分事案に係る経緯

- 平成29年1月5日:申請者から平成28年12月27日付けの「核燃料物質使用変更許可申請書」を受領。
- 同年3月26日:被処分者が起案文書作成、課内決裁開始。
- 同年5月上旬:被処分者が起案文書の紛失に気付く。
- 同年6~7月 :上司から決裁状況を再三聞かれ、決裁完了・施行済みと虚偽報告。
- 同年8月中旬:申請者から「許可書はまだか」と問われ、施行済みと聞いていた 上司が調べて回答する旨伝達。
- 同年 8 月 30 日:申請者から「捜したが見当たらない」との連絡。
- 同年8月31日:被処分者が職場の本人用のPCで「存在しない施行文(許可書) の架空の写し」(以下「架空の写し」という。)を作出。
- 同年9月初旬:被処分者が上司に「架空の写し」をPCの画面上で見せたところ、上司は本物の施行文の写しであると誤認。
- 同年9月21日:上司が警察庁に問い合わせたところ、許可をした際送付される はずの国家公安委員会あての連絡文書が届いていなかった。
- 同年9月25日:研究炉等審査部門が会計部門保存の書留郵便の受け渡し票の写し を調べたが、郵送記録はなかった。
- 同年9月27日:総務課が「第1四半期における専決処理について(概要)」を原子 力規制委員会へ報告。
- 同年9月28日:研究炉等審査部門が被処分者から事情聴取。同日、同部門から総務課へ施行依頼(公印手続)の有無について問い合わせたが、施行依頼及び押印記録はなかった。
- 同年9月29日:研究炉等審査部門が起案文書の紛失を総務課に報告。総務課にて「架空の写し」を見たところ、架空のものであると確認される。情報システム室において調査を開始。
- 同年 10 月 12 日:情報システム室から調査結果報告。「架空の写し」について、被 処分者が 8 月 31 日に行った作出作業であることを確認。
- 同年 10 月 13 日:総務課が被処分者から事情聴取。被処分者は「決裁を完了し、許可書も発出したが、その後決裁文書を紛失した」と説明しつつ、「架空の写し」を作出したことを認める。情報システム室は被処分者のPC使用状況全体の調査を開始。
- 同年 10 月 31 日:他の職員による再起案。
- 同年11月20日:他の職員が施行文(許可書)を発出。
- 同年 12 月 26 日:情報システム室から、被処分者による本件以外の不審事案はない との調査報告。
- 平成30年3月13日:人事課が被処分者から事情聴取。被処分者は、決裁未了段階で文書を紛失したことを認める。